

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和4年5月

私たちは、日常的に商品やサービスを購入し、消費して生活しています。これを、消費生活といいます。このように消費生活を営む私たちは、みんな消費者です。

5月は **消費者月間** ！

今年のテーマは、

**考えよう！大人になるとできること、気を付けること
～18歳から大人に～**

令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳から大人として扱われるになりました。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう本テーマが掲げられました。

※消費者庁ホームページ参照



消費生活センターでは、消費者をだましてお金を支払わせる悪質商法による被害や「商品が届かない」「壊れた商品・にせ物が届いた」「購入した商品でケガをした」など、消費者からの消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

佐野市消費生活センター
☎0283-20-3015 (市役所5階)
(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時
(祝休日・年末年始を除く)

～お近くの相談窓口につながります～
消費者ホットライン
(局番なし) ☎188

※ 消費生活センターではクーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を、無料で実施しています。お気軽にお問合せください。

こんなトラブルに注意！！

定期購入

【事例】 動画投稿サイトの広告をみてお試し 300 円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。

ひとこと
アドバイス

- ・ 契約内容をしっかり確認しましょう。（1 回？継続？）
- ・ 解約条件をしっかり確認しましょう。（解約方法など）
- ・ 証拠を残すため事業者連絡した記録を残しましょう。



美容医療

【事例】 美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

ひとこと
アドバイス

- ・ 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう。
- ・ 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で、自分で選択しましょう。
- ・ ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう。
- ・ その美容医療は「今すぐ」必要？最後にもう一度、確認しましょう。



もうけ話（情報商材、マルチ商法、暗号資産等）

【事例①】 先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に掲げる情報を記載した 90 万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

【事例②】 マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

ひとこと
アドバイス

- ・ 怪しい話は、はっきり断りましょう。
- ・ 投資には必ずリスクがあります（価格が変動し損をする可能性があります）
- ・ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。
- ・ 被害者の立場から、加害者に（友達を失うことに）なってしまいうことも。
- ・ 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう。